

## 後継者相続税

2015（平成27）年10月に出版した著書「ニッポンのすごい親父力経営」の第8章で、10頁にわたって訴えたのが、後継者相続税の問題点である。優良中小企業の現場を調査すれば、この問題は容易に理解できるだろうが、一向に改善されなかった。私は後継者相続税が理屈に合わないと訴えることにより、後継者相続税を改正すれば、結果的に法人税や個人の所得税、消費税の増加などで、30年間のスパンでは大幅に納税が増えるという理由と根拠を十分に説明した。

企業の利益から税金を差し引いた剰余金が会社に蓄積し、上場企業であれば株価が上昇する。しかし中小企業の場合、株を時価で外部に売却すること

伊藤製作所社長

伊藤 澄夫 47



事業承継税制改正のご案内

次世代への世代交代を後押しする

**事業承継税制**が  
大幅に緩和されます

【事業承継税制とは】

後継者や先代役員等から相続または譲渡（以下、同じ一定の適用要件の下、相続・譲渡）の所得が「猶予」される。

■事業承継税制の改正ポイント

今創、事業承継を円滑に進めることを目的に、**70%**が緩和され、

税優遇拡大を紹介する  
記事やホームページ

## 実現した中小企業の相続税100%猶予

は不可能だ。また、企業に蓄積された預金を相続人は一切使えない。それにもかかわらず後継者相続税の支払い義務があるのだ。後継候補の若者にとつて利益が出ない会社の後継ぎはしたく預金を出さないのは当然だ。利益が出ていて、良い会社ほどなぜか巨額の相続税がかかるのだ。

売れない株、使えない会社の預金に多額の税を払ってまで次期経営者になろうと考える若者は減少して当然だ。その結果、近年、後継者が激減している。理屈に合わない税を払ってまで、苦勞をしたり、国家に貢献したいと考える若者はいない。近年、後継者不足のため、経産省がM&Aの引き受け企業を探しているというが、むしろ会社の後継を進んでやる気になれる税法を先に改正するべきであろう。

2018年度の税制改正で、一定の条件を満たせば「中小企業の相続税100%猶予」の特例措置が実現した。このことを私は、専門誌や著書、講演、大学の講義で何度も訴えてきたが、やっと先の明かりが見えてきた。

今後、この特例措置が具体的にどのような運用されるのかは注視すべきだが、中小企業から引き続き、法人所得税が毎年徴収できる可能性が見えてきたことは大変評価できる。後になって後継者になりたくない子弟が会社の株を手放すとき、従来は株譲渡益のわずか20%の税がかかるだけであったが、その場合は80%程度の罰金税をかけるべきだ。後を継げば100%猶予されるのであればなおさらだ。中小企業の経営者はこのような税法の改正に恩を感じ、国家に対する納税意識をしっかりと高めるべきだ。